

宮城県行政庁舎2階売店（コンビニ
エンスストア）設置・運営業務
企画提案募集要領

令和8年9月

宮城県

目 次

第1	募集事項	
1	目的	1
2	委託期間	1
3	事業費	1
4	業務内容	1
5	契約の相手方の選定	1
第2	応募資格	1
第3	スケジュール	2
第4	応募手続き	
1	企画提案募集に関する質問の受付	2
2	現地説明会参加申込	3
3	企画提案への参加申込	3
4	企画提案書の提出	3
第5	業務委託候補者の選考	
1	選考方法	4
2	企画提案書の選考（プレゼンテーション審査）	4
3	選考結果の通知、審査及び選定結果に関する質問	4
第6	審査内容及び配点	4
第7	失格事由	4
第8	契約の締結	5
第9	その他必要な事項	5
別添1	宮城県行政庁舎2階売店（コンビニエンスストア）設置・運營業務仕様書	6
別添2	設備諸条件一覧表	9
別添3	企画提案書の提案項目及び記載内容	10
別添4	審査内容及び配点	11
別添5	宮城県行政庁舎2階売店（コンビニエンスストア）設置・運營業務に関する 契約書（案）	12
参考		
1	令和8年4月1日現在職員数及び開庁日数（R1～R7平均）	18
2	平成27年度のコンビニ売上額及び事務管理手数料	18
3	宮城県行政庁舎1階平面図	19
4	宮城県行政庁舎2階平面図	20
5	売店（コンビニ）位置拡大図	21
6	宮城県行政庁舎地下1階平面図	22

様式集

様式第 1 号	「宮城県行政庁舎 2 階売店（コンビニエンスストア）設置・運営業務」 に係る質問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
様式第 2 号	現地説明会参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
様式第 3 号	宮城県行政庁舎 2 階売店（コンビニエンスストア）設置・運営業務 企画提案参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
様式第 4 号	企画提案募集資格に係る誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
様式第 5 号	宮城県行政庁舎 2 階売店設置・運営業務に係る企画提案取下願・・・・・・・・・・	2 7

本要領は、宮城県行政庁舎 2 階売店（コンビニエンスストア）設置・運営業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により優れた提案及び能力を有し最も適格と認められる事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第 1 募集事項

1 目的

県行政庁舎内に食品等を販売する売店（コンビニエンスストア）を設置・運営することにより、勤務する職員の福利厚生の実及び来庁者その他県民の利便性の向上を図るもの。

2 委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日まで

（店舗の設置及び撤去等に要する期間は委託期間に含む。）

3 事業費

0 円

4 業務内容

6 ページ～8 ページの別添「本業務仕様書（案）」のとおり

5 契約の相手方の選定

本業務は、県が公募型プロポーザル方式により企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定し、契約候補者とする。

第 2 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 コンビニエンスストアの企画及び運営のノウハウと実績を有する法人であること。

2 日本国内に事業所を有する者であって、宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。

3 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。

4 この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和 2 年 4 月 1 日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

5 宮城県入札契約暴力団排除要綱（令和 2 年 4 月 1 日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者であること。

6 以下のいずれかの手続きをしている者又はされている者でないこと。

（1）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生手続き開始の申立てがなされていない者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

（2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は更生手続き開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く）でないこと。

7 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの。）に該当しない者であること。

8 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定するもの。）に該当しない者であること。

第3 スケジュール（予定を含む。）

1 企画提案募集開始	令和8年 9月 1日（火）
2 企画提案に関する質問書の受付期限	〃 9月24日（木）
3 企画提案に関する現地説明会	〃 9月29日（火）
4 企画提案への参加申込期限	〃 10月 2日（金）
5 企画提案書の提出期限	〃 10月15日（木）
6 企画提案の選考（プレゼンテーション）	〃 10月20日（火）
7 選考結果の通知	〃 10月下旬
8 業務委託契約の締結	令和9年 1月下旬

第4 応募手続き

1 企画提案等に関する質問の受付

応募に当たって、企画提案等に関する質問を下記のとおり受け付ける。ただし、企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しない。

(1) 受付期限

令和8年9月24日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

ア 質問書（様式第1号：23ページ）を用いて、電子メールにより提出すること。

イ 件名及び電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

（ア）件名：【事業者名】宮城県行政庁舎2階売店（コンビニエンスストア）設置・運営業務に係る質問書

（イ）電子メールアドレス：syokut@pref.miyagi.lg.jp

（ウ）電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に関する回答は、令和8年9月29日（火）までに宮城県総務部職員厚生課のホームページ（宮城県公式ホームページ）に掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。この場合も、その旨ホームページに掲載する。

2 現地説明会参加申込

本業務に係る現地説明会に参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書（様式第2号）を作成し、電子メール（電子メールアドレスは質問書と同じ。）により提出すること。

会場の都合により1事業者当たり4名までとします。

なお、現地説明会は、9月29日（火）午後2時50分から、県庁2階食堂「カフェテリアけやき」で行います。

3 企画提案への参加申込

（1）提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式第3号：25ページ）	1部
イ 企画提案応募資格に係る誓約書（様式第4号：26ページ）	1部
ウ 応募事業者の事業概要がわかる資料（パンフレット等）	1部
エ 応募事業者（法人）の履歴事項全部証明書	1部
オ 納税証明書（県税及び消費税等の未納がないことの証明書）	各1部
カ 企画提案内容の実施に必要な免許等の写し	各1部

（2）提出期限

令和8年10月2日（金）午後5時まで（必着）

（3）提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日（祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は最終日必着とする。

（4）提出先

宮城県総務部職員厚生課企画管理班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎6階北側

4 企画提案書の提出

（1）提出書類

下記を満たす企画提案書 8部

- ア A4版両面印刷（カラー印刷可）
- イ 表紙と目次を除き11ページ程度
- ウ 提案事業者の事業概要がわかる資料（パンフレットなど）

（2）企画提案書の構成

企画提案書の提案項目及び記載内容は、10ページの「企画提案書の提案項目及び記載内容」のとおり。

（3）提出期限

令和8年10月15日（木）午後5時（必着）

（3）提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日（祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は期限日必着とする。

(4) 提出先

宮城県総務部職員厚生課企画管理班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎6階北側

第5 業務委託候補者の選考

1 選考方法

県が設置する選定委員会においてプレゼンテーション審査を実施し、総得点が満点の6割以上の提案者の中から、各委員の評価点の合計が最も高い提案者を業務委託候補者として選定する。

各委員の評価点の合計が最も高い提案者が複数いる場合は、その提案者のうち、最高点を付けた委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。

なお、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、業務委託候補者を選定する。

2 企画提案書の選考（プレゼンテーション審査）

(1) 実施日 令和8年10月20日（火）※実施時間は別途通知する。

(2) 実施会場 宮城県行政庁舎5階 総務部会議室

(3) 実施方法

ア プレゼンテーション審査への出席者は3名以内とする。

イ 提案者による企画提案の説明は15分以内とし、質疑応答は約10分間とする。

ウ 説明は、事前に提出した企画提案書に基づき行うこととする。

3 選定結果の通知、審査及び選定結果に関する質問

審査終了後、全ての企画提案者に選定結果を文書で通知する。

なお、審査及び選定結果に関する質問には一切応じない。

第6 審査内容及び配点

審査内容及び配点は、11ページの「審査内容及び配点」により行うものとする。

第7 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

(1) 提出された企画提案書に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合

(2) 本募集要領等に従っていない場合

(3) 選考（プレゼンテーション）に参加しなかった場合

(4) 公募型プロポーザル方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合

(5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 その他

(1) 企画提案書の提出を取り下げる場合は、「取下願」（様式第5号：27ページ）を提出す

ること。

- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行う。企画提案書受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 契約の締結

本業務に係る契約については、下記により行う。

1 契約手続き開始の時期

- (1) 選定委員会において選定された委託候補者が、現売店（コンビニエンスストア）設置・運営事業者と現況店舗設備等の撤去範囲等の打合せをした上で、委託候補者が開店計画書を作成する。
- (2) 発注者は、前記打合せの内容及び開店計画書を確認し、売店の設置が確実と認められる場合、契約手続きを開始するものとする。

2 契約書及び業務の仕様の確定

- (1) 契約書は、契約書案を基本とし、発注者と委託候補者の協議の上作成する。
- (2) 契約書に添付する仕様書は、仕様書案を基本とし、発注者と委託候補者の協議の上作成する。

3 契約の締結

発注者は委託候補者と見積合わせを行い契約の相手方を決定し、契約を締結する。契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とする。

第9 その他の必要な事項

- (1) 提出された企画提案書は、原則として返却しない。
- (2) 企画提案書提出後は、原則として、差替え、変更及び取消は認めない。
- (3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 県は、企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による選定の実施を延期し、又は取り止めることがある。
- (5) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、宮城県情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や事業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。
- (6) 本提案募集の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

宮城県行政庁舎 2 階売店（コンビニエンスストア）設置・運営業務仕様書

1 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

宮城県行政庁舎 2 階売店（コンビニエンスストア）設置・運営業務

(2) 委託場所等

設置場所 宮城県行政庁舎 2 階東側売店スペース（現ローソン出店箇所）

所在地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

建築年月 平成元年 3 月竣工

売店面積 約 2 5 3 m²

※別添県行政庁舎平面図及び出店位置拡大図参照

(3) 委託業務の内容

売店（コンビニエンスストア）の設置及び運営業務

(4) 委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 9 年 3 月 3 1 日まで

（店舗の設置及び撤去等に要する期間は委託期間に含む。）

(5) 契約金額

契約金額は、受託者が発注者に支払う額とする。納入方法は別途通知する。

(6) 営業時間

営業時間は、県行政庁舎開庁日の午前 7 時 3 0 分から午後 8 時までとする。

（発注者と協議の上、営業時間を短縮又は延長することができるものとする。）

2 売店運営に関する条件

売店の運営は、企画提案者が直接行うものとする。ただし、フランチャイズ契約に基づき第三者に運営を行わせる場合は、あらかじめ企画提案書にフランチャイズ契約に基づく運営事業者を記載するものとする。

3 売店営業条件等

(1) 売店設置・運営に係る経費

① 売店の設置・運営に係る一切の費用は、受注者の負担とする。

② 受注者は、売店において使用する光熱水費及び電話使用料等を負担するものとする。支払い方法については、明細書とともに送付される宮城県（以下「県」という。）からの請求に基づき、受注者が直接支払うものとする。

③ 売店場所の貸付料は無償とする。

(2) 施設の修繕及びその負担

① 受注者は、委託業務の実施に当たり、必要に応じ、自らの責任と負担において、必要な修繕工事等を行うことができるものとする。この場合は、工事開始前に、県と設計及び施工の協議を行った上で承諾を得ることとする。県は工事終了後、適正履行確

認の検査を行い検査に合格した場合、工事が完了したものとする。

② 売店場所は、原状のまま貸与するものとし、経年劣化や機器破損等が生じた場合は、受注者と県の負担割合等について協議した上で修繕又は工事を行うこと。

③ 受注者が売店設置工事又は修繕工事等により設置及び撤去した設備等については、受注者が自らの負担と責任において、維持管理及び処分等を行うこと。

④ その他、修繕等の負担で疑義が生じた場合は、県と協議すること。

(3) 売店営業に伴う関係法令上の手続き

売店の営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て受注者の責任において行うものとする。

(4) 施設等の管理

受注者は、売店内における衛生管理に十分留意し、日常の清掃を含め店舗内は清潔に保つこと。

(5) 販売禁止商品

受注者は、売店内において、酒類及び有害図書（宮城県青少年健全育成条例第18条第1項、第2号に定める有害な図書類）等を販売してはならない。

(6) イートインコーナーの設置

売店利用者が飲食できる環境を確保するため、売店内にイートインコーナーを設置するものとする。

(7) 商品の搬入方法

商品を搬入する際は、地下1階又は1階防災センター前のサービスヤードの駐車場に駐車し、低層棟荷物用エレベーターを使用して行うこと。その際、職員や来庁者の安全に十分配慮の上、通行の妨げにならないよう注意すること。

(8) ごみ等の処理

売店で発生するごみ等については、その回収に必要な容量のごみ箱を受注者が設置し回収すること。なお、そのごみ等の処理については、受注者の責任と負担で行うこと。

(9) その他

① 受注者は、売店内の防犯対策を自らの責任で講ずるものとする。

② 受注者は、行政庁舎（売店内は除く。）内及び敷地内において、張り紙、看板等の表示又は掲出をしてはならない。

③ 行政庁舎の受変電設備の法令点検等により停電を行うときは、受注者は、商品等の保管対策をとること。

④ 県が庁舎管理上必要な事項を受注者に通知したときは、その事項を遵守すること。

4 売店場所の使用上の制限

(1) 受注者は、売店場所を売店（コンビニエンスストア）以外の用途に供してはならない。また、いかなる場合でも、委託契約書の条項に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ、若しくは担保に供し、又は営業の委託、若しくは名義貸し等をしてはならない。

- (2) 受注者は、売店場所を善良な管理者の注意をもって維持保全すること。
- (3) 大規模災害時等、県が売店場所を一時的に使用することがある。
- (4) 受注者は、関係法令及び県行政庁舎の管理者が定める事項を遵守しなければならない。

5 定期報告

受注者は、毎月及び毎年度の収支実績を含む事業報告書を作成し、速やかに県に報告するものとする。また、定期報告以外に県から収支等の報告等を求められた場合は、受注者は、その求めに応じなければならない。

6 委託契約の取消又は変更等

県は、次の各号のいずれかに該当した認めるときは、本委託契約を取消し、又は変更することができる。

- ① 受注者が4－「売店場所の使用上の制限」に違反したとき。
- ② 受注者が宮城県行政庁舎2階売店（コンビニエンスストア）設置・運營業務企画提案募集要領第2の応募資格の要件を失ったとき。
- ③ 宮城県が行政上の目的で出店場所を必要とするとき。
- ④ 受注者が委託業務を取扱うことが不適当と認められる明らかな事由があるとき。

7 原状回復

- (1) 委託契約期間が満了したとき又は委託契約が取り消されたときは、受注者は直ちに自己の負担で施設を原状に回復し、県が指定する期日までに返還するものとする。この場合、受注者は県に一切の補償を請求できないものとする。
- (2) 受注者が原状回復義務を履行しないときには、発注者は、受注者の負担においてこれを行うことができるものとする。
- (3) 受注者が設置した器具・備品等については、退去時に撤去しなければならない。

8 損害賠償

受注者は、施設の使用にあたり、県又は第三者に損害を与えたときは、全て受注者の責任でその損害を賠償しなければならない。

設 備 諸 条 件 一 覧 表

項目	現状（既存）仕様内容	改修時の注意事項 （工事及び費用は出店者側負担）等
建 築	○内装 ・床：石タイル ・壁：スチールパネル ・天井：プラスターボード（厚 9mm） 捨貼 ロックウール吸音板貼 （厚 12mm）高さ 2.8m ○床荷重 ・積載荷重：300kg/m² まで可能。	○内装制限 ・内装材（床・天井）は、不燃材での施工が必要。
電 気	○電源供給 ・照明設備、床コンセント有り。 ・分電盤無（配線有） ・電話配管のみ	・既設の電力量計利用可（検定付） ・動力、電灯分電盤等の設置が必要。 ・実施にあたっては、設置する電気機器の詳細、使用する電気の種類、容量等の提示が必要。 ・電話、PC、通信回線の使用回線数等の提示が必要。 ・設置する負荷により配線替が必要。（場合によっては、電気室からの配線が必要）
設 備	○空調換気設備 ・セントラル方式の冷暖房機有り。 ・機械換気給排気設備有り。 ○衛生設備 ・給水管 20mm が 2 箇所。 ・給水メーター有。 ・給湯配管無し。 ・都市ガス配管無し。	・単独で冷暖房が必要な場合は、空調機の増設が必要。 ・屋外機は行政棟と警察棟の間の屋上に設置可。 ・既存 150mm 排気ダクトに接続可。 ・給水が必要な場合は、既設 2 階売店内給水管より分岐可。ただし、量水器設置が必要。 ・排水が必要な場合は、既設 2 階売店内排水管に接続可。
防 ・ 災	○消防設備 ・既存施設にあった消防設備有り。	・南側壁面に避難口有り、廃止する場合は消防署と協議が必要。 ・西側天井面に排煙口及び北西側壁面に同排煙口操作函（2 個）が設置されており、この機能の維持確保が必要。 ・場合によって必要となる設備（スプリンクラー、火災感知器、誘導灯、消火器、非常照明、排煙口、非常用スピーカーなど）
そ の 他	○エレベーター ・1 階防災センター前駐車場から人荷用エレベーター（地下 1 階から地上 3 階まで運行）1 基使用。 - 仕様は、積載荷量 1、300kg・定員 20 名。 ○荷物搬入搬出用駐車場 ・1 階サービスヤード （高さ制限 1 階 3.0m） ・利用時間制限なし ○火気 ・裸火、ガスの使用は不可、熱源は電気とする。	

企画提案書の提案項目及び記載内容

審査の観点	提案項目	記 載 内 容
I 売店設置の 基本的な 考え方	①基本方針	・売店の管理運営に関する基本的な考え方及び予定運営形態（直営又はフランチャイズ運営）について記載してください。 ・フランチャイズ加盟者に運営を行わせる場合、運営予定事業者の名称・所在地等を記載してください。
	②商品・サービスの構成・価格	・販売・提供を予定している商品・サービスの種類や標準的な価格等について記載してください。 ・商品の構成割合や特色ある商品・サービス等について記載してください。
	③売店の内装・レイアウト	・売店の内装・レイアウトについてのコンセプトを記載してください。 ・売店のレイアウトが分かる平面図等、設備、機器類の名称を記載してください。
II 売店運営	④運営方法	・商品の仕入れ（物流）や管理システムについて記載してください。 ・売店の営業日、営業時間等を記載してください。 ・現運営事業者：新たな取組みなど運営に関する取組を記載してください。 ・現運営事業者以外：選定された場合の开店準備期間等短縮のための提案を記載してください。 （例：閉店・开店準備期間は向かい側の飲食スペースで仮設店舗を設置し営業する。など）
	⑤従業員の配置・管理体制・無人精算機の設置等	・従業員の配置に係る基本的な考え方、配置体制・予定人数、勤務体制、指揮命令系統（組織図）等について記載してください。 ・従業員の労働条件及び従業員教育に関する方針等を記載してください。 ・無人精算機（レジスター）の設置の有無を記載してください。
	⑥安全・衛生管理	・売店の防犯・防災等安全管理対策について記載してください。 ・食品衛生や品質管理・事故防止対策及び事故発生時の対応等について記載してください。
	⑦収支計画	・売店設置後、3年間の収支計画を記載してください。
III 公益及び 県の施策 の趣旨に 沿った 取組	⑧省エネルギーへの配慮	・設備・機器類の消費電力の一覧表を作成し、消費電力の合計を電灯・動力別に記載してください。また、特に省エネルギーについて工夫した点等があれば記載してください。
	⑨廃棄物の回収・処理	・売店で販売した商品等から発生する廃棄物等の回収・処理方法等について記載してください。 ・廃棄物の発生抑制に関する取組・工夫等あれば記載してください。
	⑩宮城県に対する貢献	・大規模災害が発生した場合の県に対する協力・支援方法等について記載してください。 ・復旧・復興支援や県産食材の活用等法人として宮城県の施策の趣旨に沿った取組の実績があれば記載してください。併せて今後の計画や提案等があれば記載してください。
IV 契約金額	⑪契約金額の設定	・契約書頭書に記載する契約金額を記載してください。契約金額は、受注者が発注者に支払う金額となります。業務委託契約書（案）は、総額表記の場合の例です。 ・提案していただく契約金額は、総額表記（年払い）か、固定額＋月間売上額に一定割合を乗じて得た額（毎月払い）とするかの別を記載してください。この場合、年間の想定金額も明示してください。

■ 企画提案書作成上の留意事項

- ※ 提案項目ごとに1ページ（計11ページ）とし、両面印刷・左綴じで必ずページ数を入れてください。また、参考資料があれば各項目の後ろに添付してください。
- ※ A4判縦・横書きを基本とし、A4判縦のフラットファイルに編綴してください。A3判（図などは横も可とします。）の用紙を使用する場合は三つ折りして綴じてください

審 査 内 容 及 び 配 点

審査の観点	審査項目	審 査 の ポ イ ン ト	配点
I 基本的な 考え方 (30点)	①基本方針	・運営者として公共施設への出店をどのように捉えているか。 ・設置目的や役割に対し予定運営形態は適切か。フランチャイズ加盟者が運営する場合、運営予定事業者の選定は適切か。	10
	②商品・サービスの構成・価格	・施設の役割や利用者ニーズを考慮した商品・サービス構成となっているか。 ・職員や来庁者が利用しやすい価格設定となっているか。	10
	③売店の内装・レイアウト	・公共施設内の売店として内装や配色は適切か。 ・来店者の動線に配慮した配置がなされ、混雑時、緊急時にも通路が確保されるか。 ・イートインコーナー及びその他のサービスに係る機器が施設内に適切に配置されているか。	10
II 売店運営 (40点)	④運営方法	・施設の機能や営業条件を理解した上で運営の工夫がなされているか。 ・現事業者：新たな取り組みなど魅力的な提案がなされているか。 ・現事業者以外：開店準備期間短縮等、事業者入替に伴う閉店期間短縮のための工夫がなされているか。	10
	⑤従業員の配置・管理体制・無人精算機の設置等	・混雑時を踏まえた適切な人員配置又は無人精算機の設置等の対策がとられているか。 ・役割・責任が明確で緊急時にも対応できる組織体制が整っているか。 ・従業員への適切な研修・教育が実施されているか。	10
	⑥安全・衛生管理	・売店の防犯・防災等安全管理対策は適切か。 ・食品衛生や品質管理・事故防止対策は適切か。万一事故が発生した場合に迅速・適切に対応が可能な体制となっているか。	10
	⑦収支計画	・算出根拠が妥当で確実性があるか。 ・健全な経営が維持できる計画となっているか。	10
III 公益及び 県の施策 の趣旨に 沿った 取組 (20点)	⑧省エネルギーへの配慮	・省エネルギーに配慮した機器構成となっているか。	5
	⑨廃棄物の回収・処理	・廃棄物等の回収・処理方法は適切か。	5
	⑩県に対する貢献	・大規模災害が発生した場合の県に対する協力・支援策を検討・準備しているか。 ・県の施策への協力実績がどれだけあるか。また、今後、どのような取組を予定しているか。	10
IV 契約金額 (20点)	⑪契約金額の設定	・提案された契約金額の設定は、収支計画と整合はとれているか。	20
合 計			110

※1 審査項目の評価方法（得点化）

・特に優れている・・・・・・・・・・	A（配点×1.0）
・優れている・・・・・・・・・・	B（配点×0.8）
・普通である・・・・・・・・・・	C（配点×0.6）
・やや不十分である・・・・・・・・・・	D（配点×0.4）
・不十分である・・・・・・・・・・	E（配点×0.2）

※2 選考対象 総得点が満点の6割以上の得点：66点以上（110点×6割以上）

宮城県行政庁舎 2 階売店設置・運營業務に関する契約書（案）

契約の名称	宮城県行政庁舎 2 階売店設置・運營業務に関する契約
委 託 期 間	令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 9 年 3 月 3 1 日まで
委 託 金 額	金〇〇〇〇円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇円 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、委託金額に 1 1 0 分の 1 0 を乗じて得た額である。
契約保証金	免 除

宮城県（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、宮城県行政庁舎 2 階売店設置・運營業務（以下「売店業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第 1 条 発注者は、宮城県行政庁舎 2 階売店スペース内における「コンビニエンスストア」（以下「施設」という。）の設置及び運營業務を受注者に委託する。

（権利義務の譲渡等）

第 2 条 受注者は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第 3 条 受注者は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。（ただし、フランチャイズ契約に基づき第三者に運営させることは妨げない。）

（委託業務の調査等）

第 4 条 発注者は、必要に応じ、委託業務の処理状況について調査を行い、及び受注者に報告を求めることができるものとする。

（売店運営上の責任及び制限）

第 5 条 受注者は、善良な管理者の注意をもって施設を管理しなければならない。

2 受注者は、施設を使用するにあたり、庁舎管理規則及びその他の関係法令を遵守し災害の予防に留意しなければならない。

3 受注者は、施設に勤務する使用人の身元保証、健康管理、就業及び衛生管理について、関係法令を遵守し、事故発生の予防に努めなければならない。

4 受注者は、発注者の規則等により決められた使用制限等を遵守しなければならない。

5 受注者は、施設営業中及び閉店後の防犯対策を自らの責任で講じなければならない。

（営業時間）

第 6 条 施設の営業時間は、発注者が特別に指示した場合を除き、午前 7 時 3 0 分から午後 8 時までとする。ただし、受注者の事情に応じ、発注者と協議の上、営業時間を変更することがで

きるものとする。

(休業日)

第7条 施設の休業日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日並びに12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、発注者が特別に指示したときは、この限りではない。

(実績等の報告)

第8条 受注者は、毎月の売上について、発注者が別途示す様式により翌月10日までに報告しなければならない。

2 受注者は、施設運営において事故が発生した場合は速やかに発注者に報告しなければならない。

(契約金額の支払い)

第9条 受注者は、契約金額について、発注者が指定する期日までに指定する方法で支払わなければならない。

2 受注者は、前項の規定に定める納入期限までに契約料を支払わないときは、当該契約料について、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した違約金を支払わなければならない。

3 発注者は、第1項の支払いに遅延等が生じた場合、本契約を解除することができるものとする。

(光熱水費の支払)

第10条 受注者は、受注者が使用した光熱水費について、発注者が請求する金額を支払期日までに支払うものとする。

2 発注者は、前項の支払いに遅延等が生じた場合、本契約を解除することができるものとする。

(第三者との取引)

第11条 受注者は、商品又は材料等の仕入れ、その他施設を運営するために行う商取引は、自らの名義において行うものとし、発注者の名義を使用してはならない。

2 受注者は、仕入代金の支払い、その他施設を運営するために行う商取引において、発注者の信用を損なうことがないようにしなければならない。

(施設の修繕及びその負担)

第12条 受注者は、施設を修繕又は改装しようとするときは、あらかじめ文書により、発注者と設計及び施工の協議を行った上で発注者の承認を受けなければならない。

2 発注者は、前項の工事が終了したときは、完成検査を行い、検査に合格した場合は合格通知を発するものとする。

3 第1項に係る施設の修繕等の費用は、受注者の負担とする。

(施設営業に伴う関係法令上の手続き)

第13条 受注者は、施設の営業に伴い必要となる諸官庁への申請及び届出等の手続きについては、全て受注者の責任と負担で実施しなければならない。

(損害賠償)

第14条 受注者は、施設の運営にあたり、その責に帰する理由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(情報の適正な管理)

第 15 条 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を施設業務以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のための措置を講じなければならない。契約期間終了後も同様とする。

(施設等の管理に係る清掃及び点検等の実施並びに協力)

第 16 条 受注者は、施設内の清掃及び点検等を受注者の責任と負担で実施しなければならない。また、発注者が実施する法定点検等について、協力しなければならない。

(搬入・搬出等)

第 17 条 受注者は、商品及び廃棄物等の搬入・搬出は、行政庁舎地下 1 階又は 1 階防災センター前サービスヤード駐車場に駐車し、低層棟荷物用エレベーターを使用し行うものとする。

(廃棄物の処理)

第 18 条 受注者は、施設から発生する全ての廃棄物について、自らの責任と負担において適正に処分しなければならない。

(業務の履行に関する措置)

第 19 条 受注者は、本業務を履行するに当たって、著しく不相当と認められる事項があるときは、発注者に対して、書面によりその理由等を明示した上で、必要な措置を要求できるものとする。

2 発注者は、前項の要求があったときは、当該要求に係る事項について調査した上で、必要と認められるときは受注者が求める必要な措置を講じなければならない。

(改善命令)

第 20 条 発注者は、受注者の使用人の接客態度について、発注者の信用を損なうおそれがある」と判断したときは、受注者に改善命令をすることができるものとする。

2 受注者は、発注者から改善命令が出た場合は速やかに従わなければならない。

(契約期間終了時の施設業務の引継ぎ)

第 21 条 受注者は、本業務が終了したときは、速やかに施設の原状回復を行い、発注者に対して円滑な施設の引渡しを行わなければならない。

2 発注者は、受注者が原状回復を行わないときは、発注者が原状回復を行いその費用を受注者に請求できるものとする。

(災害発生時の対応)

第 22 条 発注者は、大規模な災害が発生した場合、受注者に応急生活物資の供給を要請することができるものとする。

2 受注者は、前項の要請があった場合は、応急生活物資の補給基地としての責を果たさなければならない。

(承諾事項)

第 23 条 受注者は、第 8 条第 1 項の規定に基づき県に報告した実績等の内容について、発注者が行う当該売店設置・運営業務の募集の際の基礎資料として使用することを承諾するものとする。

2 受注者は、施設運営をフランチャイズ契約に基づく加盟者に行わせようとする場合は、あらかじめ運営事業者を発注者に申告しなければならない。運営事業者を変更しようとする場合も

同様とする。

(契約の解除)

第 24 条 発注者は、次に掲げる事項の一に該当する事由が発生したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が本契約の条項に違反したとき。
- (2) 受注者が銀行の取引停止又は破産手続き開始の決定を受けたとき。
- (3) 受注者が委託業務の遂行上、法令に基づき再三指摘を受け、又は罰せられたとき。
- (4) 発注者が施設の設置を廃止したとき。
- (5) 受注者が委託業務を取り扱うことが不相当と認められる明らかな事由があるとき。

2 受注者は、自らの都合により本契約を解約しようとするときは、解約 6 か月前までに文書により発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、本契約が解除されたときは、受注者の負担で、発注者の指定する期日までに、施設を原状回復して返還しなければならない。また、この場合受注者は発注者に対し一切の補償を請求することはできない。

(暴力団等排除に係る解除)

第 25 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、受注者の使用人が受注者の業務として行った行為は、受注者の行為とみなす。

- (1) 受注者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められたとき。
- (5) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、前条第 2 項の規定を準用する。

(契約解除の違約金)

第 26 条 受注者は、第 23 条（受注者の責めに帰する理由により生じたものに限る。）又は前条の規定により、契約が解除された場合においては、委託金の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、これを損害賠償金の予定と解してはならない。

（契約解除による損害賠償）

第 27 条 発注者は、第 23 条（受注者の責めに帰する理由により生じたものに限る。）又は第 24 条の規定により、契約を解除した場合において損害が生じたときは、受注者に対して、その損害に相当する金額を請求することができるものとする。

2 受注者は、第 23 条又は第 24 条の規定により、契約が解除された場合において損害が生じても、発注者に対して損害賠償を請求できないものとする。

（公正入札違約金）

第 28 条 受注者は、この契約の入札に関し次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、委託金の額の 100 分の 20 に相当する額の公正入札違約金を発注者に支払わなければならない。業務が完了した後も、同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令又は独禁法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を受け、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号。以下「行訴法」という。）第 14 条に規定する出訴期間内に、当該排除措置命令等について行訴法第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を提起しなかったとき。

(2) 排除措置命令等を受け、行訴法第 8 条第 1 項の規定により提起した抗告訴訟に係る判決（当該排除措置命令等の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。

(3) 前 2 号の規定に該当しない場合であって、独禁法第 7 条の 2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独禁法第 7 条の 4 第 1 項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条による刑が確定したとき。

（賠償金等の徴収）

第 29 条 発注者は、受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年 2.5 % の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 発注者は、前項の追徴をする場合は、受注者から遅延日数につき年 2.5 % の割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

（その他）

第 30 条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を所持する。ただし、本書の作成に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

発注者 宮城県知事 村 井 嘉 浩

受注者 所在地
名 称

<参考>

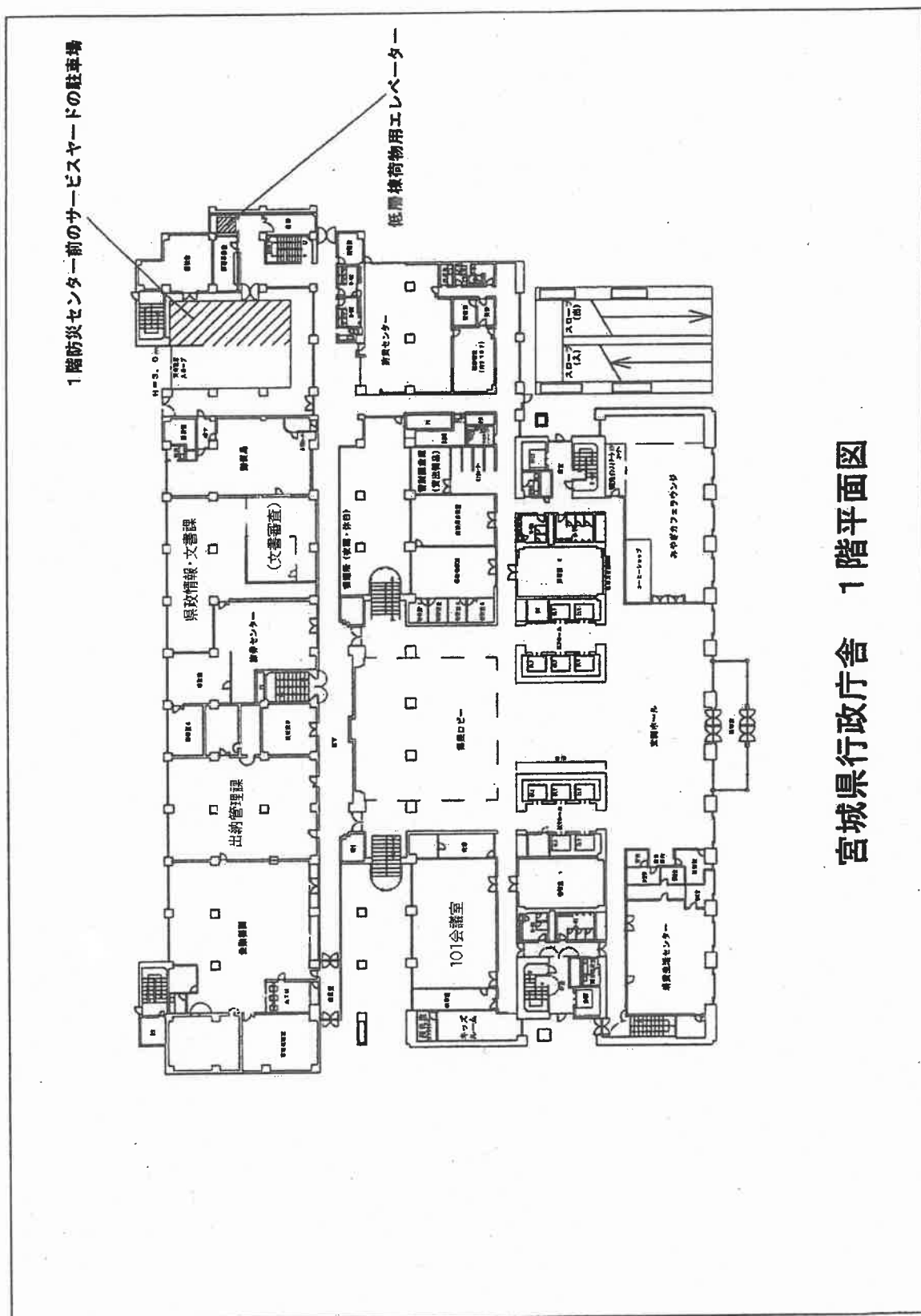
1 令和8年4月1日現在職員数及び開庁日数（R1～R7平均）

常時勤務する職員数 （行政庁舎・議会庁舎・警察庁舎）	約4,100人
開庁日数（土日・祝日・年末年始除く）	242日
売店面積（イトインコーナー含む）	約253㎡

2 平成27年度のコンビニ売上額及び事務管理手数料

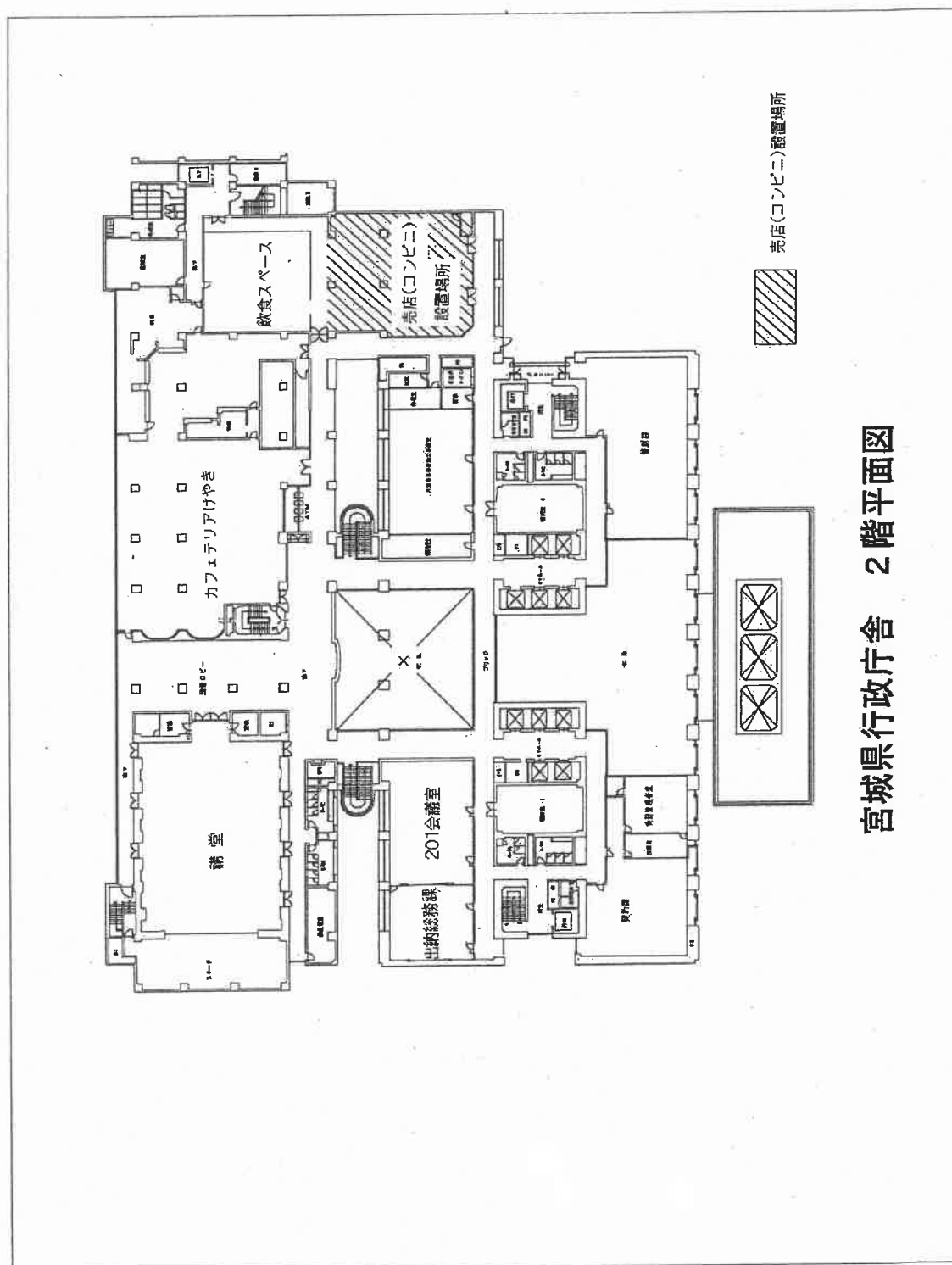
職員数 （行政庁舎・議会庁舎・警察庁舎）	約4,000人
売上額（年間）	124,533千円
事務管理手数料 （固定月額234千円＋売上歩合2%）	5,108千円
店舗面積（イトインコーナー含む）	約199㎡

宮城県行政庁舎 1 階平面図



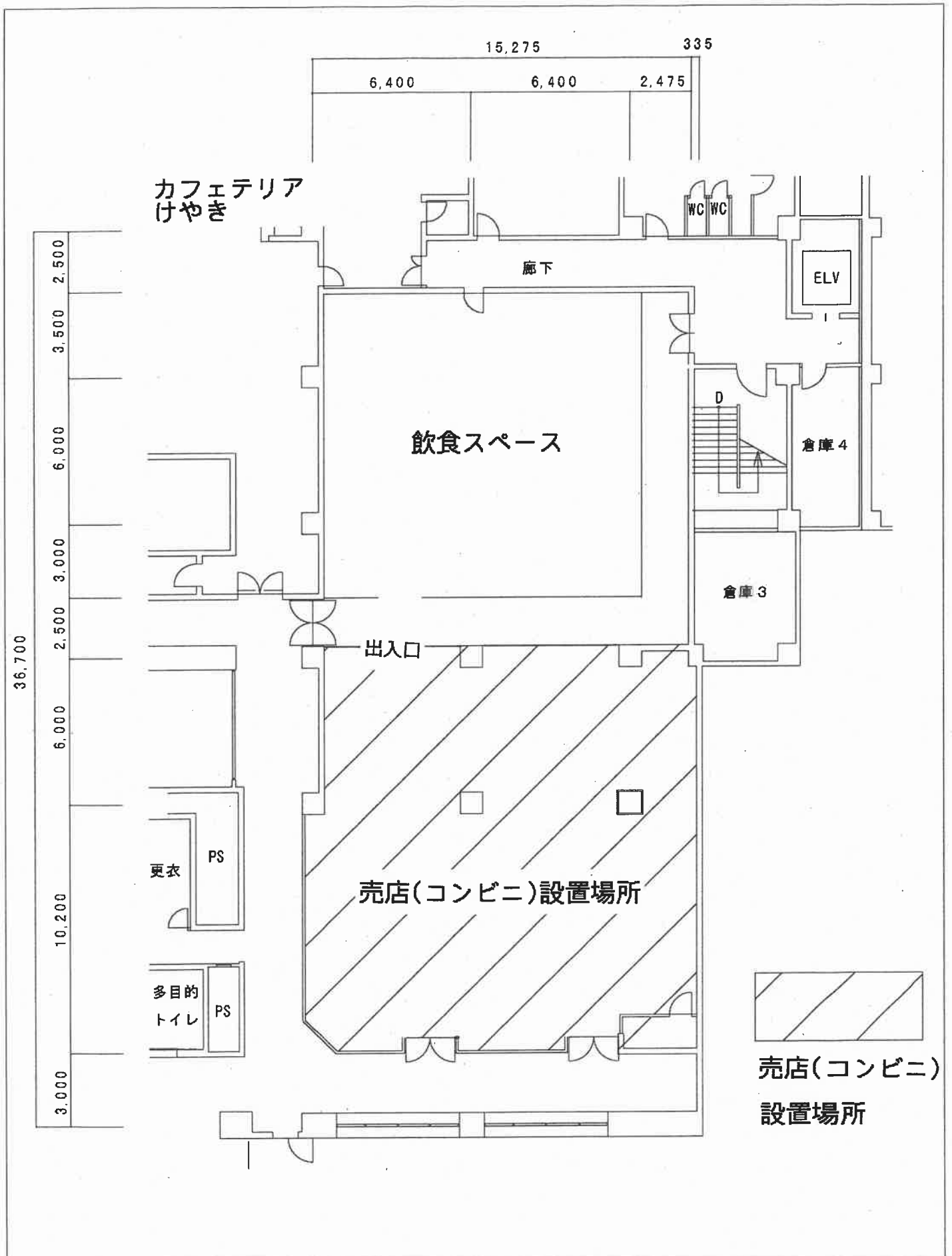
宮城県行政庁舎 1階平面図

宮城県行政庁舎 2階平面図



宮城県行政庁舎 2階平面図

売店(コンビニ)位置拡大図



宮城県行政庁舎 地下1階平面図



(様式第1号)

令和 年 月 日

「宮城県行政庁舎2階売店(コンビニエンスストア)設置・運営業務」に係る質問書

質問者	事業者名	
	連絡先	担当者名 : T E L : E-mail :
質問内容	(例：募集要領〇〇項、第〇、〇〇行目)	

(注1) 質問内容は、できるだけ具体的にわかりやすく記載してください。

(注2) 企画提案するに当たり質問事項があれば、令和8年9月24日(木)午後5時までに本様式により電子メールで送付すること。電話や口頭での質問は一切受け付けません。

送付先 宮城県総務部職員厚生課企画管理班 E-mail : syokut@pref.miyagi.lg.jp

(様式第2号)

現 地 説 明 会 参 加 申 込 書

令和8年 月 日

申込者

所 在 地
名 称

(連絡先)

部署・職名
電 話 番 号

宮城県行政庁舎2階売店（コンビニエンスストア）設置・運営業務に係る現地説明会に参加したいので申し込みます。

参加者名簿

役職名	氏 名	当日の連絡先

(様式第3号)

宮城県行政庁舎2階売店（コンビニエンスストア）

設置・運営業務企画提案参加申込書

令和 年 月 日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県行政庁舎2階売店（コンビニエンスストア）設置・運営業務企画提案募集要領第2の規定に基づき、添付書類を添えて申し込みます。

(参加申込者)

所在地

名称

代表者名

(事務担当責任者)

所属・職名

氏名

電話番号

〈添付書類〉

(様式第4号) 企画提案応募資格に係る誓約書

(様式第4号)

企画提案応募資格に係る誓約書

令和 年 月 日

宮城県知事 村井嘉浩殿

所在地

事業者名

代表者名

印

宮城県行政庁舎2階売店（コンビニエンスストア）設置・運營業務に係る企画提案の応募に当たり、本業務の募集要領第2の応募資格を全て満たし、的確に業務を遂行するに足りる能力を有していることを誓約します。

記

- 1 コンビニエンスストアの企画及び運営のノウハウと実績を有する法人であること。
- 2 日本国内に事業所を有する者であって、宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- 4 この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- 5 宮城県入札契約暴力団排除要綱（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者であること。
- 6 以下のいずれかの手続きをしている者又はされている者でないこと。
 - （1）民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生手続き開始の申立てがなされていない者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。
 - （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - （3）破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 7 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの。）に該当しない者であること。
- 8 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定するもの。）に該当しない者であること。

(様式第 5 号)

宮城県行政庁舎 2 階売店設置・運営業務に係る企画提案取下願

令和 年 月 日

宮城県知事 村井嘉浩殿

所 在 地

事業者名

代表者名

印

都合により、令和 年 月 日付けで提出した宮城県行政庁舎 2 階売店設置・運営業務に係る企画提案書を取り下げます。